

## 令和4年5月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日(火) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(12人)

会長(10番) ~~渡邊~~和夫

職務代理者(3番) 富永 得治

(1番) 西田 義和

(2番) 永田 熊信

(4番) 高岡 重盛

(5番) 宮原 清人

(6番) 川邊 美津子

(7番) 平川 真由美

(8番) 内元 幸一郎

(9番) 岩坂 博行

地区推進委員

~~信國~~敏彦

~~尾方~~豊和

岩崎 盛光

伊東 明継

~~中竹~~宏一

杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(1人) 最適化推進委員(3人)

5. 議事日程

日程第1 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

農地係長 田端 忠

## 7. 会議の概要

開会：午前9時00分

|      |   |
|------|---|
| 議長   | <p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は会長が欠席のため、相良村農業委員会会議規則第16条の規定により、職務代理者が議長として議事を進行させていただきます。また、10番委員と柳瀬地区推進委員、四浦地区推進委員、川辺地区推進委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和4年5月相良村農業委員会総会を開会します。</p> |
| 議長   | <p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、2番委員、4番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件は33件です。</p>   |
| 議長   | <p>3 議 事</p> <p>議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>   |
| 議長   | <p>はじめに、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 事務局  | <p>議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、大字四浦東字久保園、地目は田が2筆、合計面積は626㎡です。権利種別は3条の賃貸借で、貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。賃借料は2筆で玄米60kgです。以上です。</p>  |
| 議長   | <p>引き続き、本件について4番委員に報告をお願いします。</p>   |
| 4番委員 | <p>この件につきましては以前から耕作放棄地等の問題があった地域ですけれども今回、所有者の方が亡くなり、受け手の方が手を上げられたので耕作証明書を確認し、農業をされていることが確認できましたので、ここに記載されているとおり間違いのないことを報告します。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 議長   | <p>ただいま、事務局からの説明と4番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>  |
| 議長   | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>   |
| 議長   | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番については、9番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(9番委員・退席)</p> |
| 議長   | <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 事務局  | <p>番号2、大字川辺字城ノ上、地目は畑が2筆、合計面積は6,005㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>  |
| 議長   | <p>引き続き、本件について2番委員に報告をお願いします。</p>   |
| 2番委員 | <p>親子関係で川辺地区推進委員と現場で確認しましたが、議案のとおり間違いありませんでした。</p>  |
| 議長   | <p>ただいま、事務局からの説明と2番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>  |
| 議長   | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 議長   | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで9番委員の入室を許可します。</p> <p>(9番委員・入室)</p>                |
| 議長   | <p>次に3番について、事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 事務局  | <p>番号3、大字柳瀬字上原、地目は田が4筆、合計面積は3,812㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>         |
| 議長   | <p>引き続き、本件について1番委員に報告をお願いします。</p>   |
| 1番委員 | <p>ここも2番と同様、親子関係で、昨日確認してきました。間違いありません。ただし、地目が田になっておりますが現在は栗の木を植えてあります。</p>                    |
| 議長   | <p>ただいま、事務局からの説明と1番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>                      |
| 議長   | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                     |
| 議長   | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請<br/>に対する意見について</p> |
| 議長   | <p>次に議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>                       |

|          |   |
|----------|---|
| 事務局      | <p>議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。番号 1、大字深水字植竹、地目は畑で 1 筆、面積は 433 m<sup>2</sup>で、転用目的は一般個人住宅です。現在村営住宅に居住しているが、今後部屋数の不足が考えられるため、今回申請となりました。申請地は農用地区域外の第 2 種農地です。以上です。</p> |
| 議長       | <p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>   |
| 深水地区推進委員 | <p>土曜日に現地確認をしてきました。問題ありません。受人はもともと蓑毛に住んでおられて、そこから出て住宅に入られたそうで、相良村に帰ってきたいそうです。図面では全筆着色されているがその一部になりますよね。</p>   |
| 事務局      | <p>はい、分筆されているのですが、図面に反映されるのに時間がかかるためこのようになっていますが、このうちの下のほうの一部です。</p>  |
| 議長       | <p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>  |
| 議長       | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>   |
| 議長       | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>  |
| 議長       | <p>議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p> <p>次に、議案第 15 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について審議します。1 番について、事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 事務局      | <p>議案第 15 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利</p>  |

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>用権設定)の承認について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字別府原、地目は田が1筆、面積は3,118㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり50,000円です。以上です。</p>                     |
| 議長       | <p>引き続き、本件について6番委員に報告をお願いします。</p>   |
| 6番委員     | <p>5月4日に受け手にお会いしまして、間違いはないか確認したところ、間違いはないとのことでした。以上です。</p>  |
| 2番委員     | <p>これは反当りではなく一筆の50,000円ではないか。</p>   |
| 深水地区推進委員 | <p>タバコを作るときはこの値段だったが、今は作れば赤字になる。本人たちがこれでいいとのことなので。</p>  |
| 2番委員     | <p>それなら問題ないですね。</p>   |
| 議長       | <p>ただいま、事務局からの説明と6番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>  |
| 議長       | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>   |
| 議長       | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番から4番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 事務局      | <p>番号2、大字川辺字下黒石、雨宮鶴、大柳、地目は田が3筆、合計面積は3,783㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は3筆で玄米240kgです。</p> <p>番号3、大字川辺字雨宮鶴、地目は田が1筆、面積は2,231㎡です。</p> |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。</p> <p>番号4、大字川辺字佐土原及び村ノ前、地目は田が3筆、合計面積は3,319㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり30,000円です。以上です。</p> |
| 議長   | <p>引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。</p>  |
| 8番委員 | <p>5月8日に自宅に行きまして、ここに記載のとおり間違いのないとことで確認しました。再設定です。以上です。</p>   |
| 議長   | <p>ただいま、事務局からの説明と8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>   |
| 議長   | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>  |
| 議長   | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に5番と6番については、柳瀬地区推進委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(柳瀬地区推進委員・退席)</p>   |
| 議長   | <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 事務局  | <p>番号5、大字柳瀬字堂座、地目は田が1筆、面積は835㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆当たり玄米60kgです。</p> <p>番号6、大字柳瀬字浜ノ上、地目は畑が1筆、面積は1,421㎡です。</p>  |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆当たり5,000円です。以上です。</p>  |
| 3番委員（議長） | <p>この件につきましては、5番は5月8日、6番は5月9日に出し手、受け手に確認を取りました。もともと借り手がいたのですが、身体の都合で作れないとのことだったので急遽お願いしたとのことでした。</p>                                   |
| 議長       | <p>ただいま、事務局からの説明と私が報告をしましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（意見なしの声）</p>   |
| 議長       | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>  |
| 議長       | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで柳瀬地区推進委員の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">（柳瀬地区推進委員入室・着席）</p>                   |
| 議長       | <p>次に7番については、7番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（7番委員・退席）</p> |
| 議長       | <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 事務局      | <p>番号7、大字柳瀬字村ノ上、地目は田が1筆、面積は1,872㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆当たり玄米180kgです。以上です。</p>                  |
| 議長       | <p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>  |



|          |  |
|----------|--|
| 柳瀬地区推進委員 | 先日、受人の方のところに行って伺ってきました。新規とはなっていますが、別の土地との交換というところで、もともと作られていたところですが、書類上は新規となっています。書いてあるとおりに問題ありませんでした。以上です。      |
| 議長       | ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。<br><br>(意見なしの声)  |
| 議長       | ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。<br><br>(異議なしの声)   |
| 議長       | ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで7番委員の入室を許可します。<br><br>(7番委員入室・着席)  |
| 議長       | 次に8番について、事務局の説明をお願いします。  |
| 事務局      | 番号8、大字四浦東字小野下、地目は田が1筆、面積は2,060㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりにです。期間は1年で賃借料は1筆当たり玄米60kgです。以上です。 |
| 議長       | 引き続き、本件について4番委員に報告をお願いします。   |
| 4番委員     | この件につきましてお尋ねをしておりますが、新規となっておりますが、以前から1年1年の契約で栽培されていたということで、今回新規で上がっているのは、所有者が亡くなられた関係で整理するために登録されたということです。       |
| 深水地区推進委員 | 昨年から作られていた。私が植えていたので、去年までは大丈夫でした。  |
| 議長       | ただいま、事務局からの説明と4番委員からの報告がありましたが、  |

|          |  |
|----------|--|
|          | 本件につきましてご意見ありませんか。   |
| 深水地区推進委員 | さっき 60k g と言われたが、面積は 3 倍ぐらいあるけど、どうかなと思ひまして。  |
| 4 番委員    | 息子さんが帰ってきて話された内容が、「誰も作ってくれないので 60 k g でも作ってもらえるならいい。」と言われたようです。  |
| 深水地区推進委員 | 了解を得られているならいいです。   |
| 議長       | 他にご意見ありませんか。ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。   |
|          | (異議なしの声)   |
| 議長       | ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 9 番について、事務局の説明をお願いします。   |
| 事務局      | 番号 9、大字川辺字大柳、地目は田が 2 筆、合計面積は 2,210 m <sup>2</sup> です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 20,000 円です。以上です。 |
| 議長       | 引き続き、本件について 8 番委員に報告をお願いします。   |
| 8 番委員    | 5 月 8 日に川辺地区推進委員と本人に会いまして確認しましたところ、間違いないということでありました。   |
| 2 番委員    | 貸し手の方との関係はどういう関係になりますか。  |
| 8 番委員    | 貸し手の方は五木村に住んでおられて永江地区の出身で次男になります。  |
| 2 番委員    | 解りました。   |
| 議長       | ただいま、事務局からの説明と 8 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。  |

|      |  |
|------|--|
| 議長   | <p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>  |
| 議長   | <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に10番と11番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 事務局  | <p>番号10、大字四浦西字前田、地目は田が1筆、面積は1,436㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。</p> <p>番号11、大字四浦西字前田、地目は田が1筆、面積は361㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p> |
| 議長   | <p>引き続き、本件について4番委員に報告をお願いします。</p>  |
| 4番委員 | <p>この件につきましても、再設定ということで間違いありません。受け手にも確認しております。</p>   |
| 議長   | <p>ただいま、事務局からの説明と4番委員から報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>  |
| 議長   | <p>(意見なしの声)</p>  |
| 議長   | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>  |
| 議長   | <p>(異議なしの声)</p>  |
| 議長   | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、12番から21番については、農業公社の分になります。それでは、一括して事務局からの説明をお願いします。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>番号 12、大字柳瀬字浜ノ上、地目は畑が 1 筆、面積は 2,636 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 13、大字柳瀬字城ヶ峯、地目は畑が 1 筆、面積は 2,375 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 14、大字柳瀬字城ヶ峯、地目は畑が 1 筆、面積は 2,403 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 15、大字柳瀬字城ヶ峯、地目は畑が 1 筆、面積は 2,344 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 16、大字柳瀬字城ヶ峯、地目は畑が 1 筆、面積は 2,415 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 17、大字川辺字中高原、七折、下永坂、中永坂、地目は畑が 6 筆、合計面積は 5,505 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 18、大字柳瀬字村ノ上、地目は田が 1 筆、面積は 1,092 m<sup>2</sup>です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年です。</p> <p>番号 19、大字川辺字蜻ノ木、小森、地目は田が 7 筆、合計面積は 5,321 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 20,000 円です。</p> <p>番号 20、大字川辺字蜻ノ木、地目は田が 1 筆、面積は 1,621 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 20,000 円です。</p> <p>番号 21、大字川辺字蜻ノ木、地目は田が 2 筆、合計面積は 2,555 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10</p> |
|-----|--|

|          |  |
|----------|--|
| 議長       | <p>a 当たり 20,000 円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>   |
| 議長       | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>  |
| 議長       | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>   |
| 議長       | <p>次に、所有権移転について審議いたします。それでは、1 番について事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 事務局      | <p>所有権移転について説明します。</p> <p>番号 1、大字川辺字朝の迫、地目は畑が 3 筆、合計面積は 11,667 m<sup>2</sup> です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は 2,333,400 円で、10 a 当たりに換算すると 200,000 円です。以上です。</p> |
| 議長       | <p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>  |
| 川辺地区推進委員 | <p>5 月 6 日に 10 番委員と確認しております。議案内容に間違いありません。</p>   |
| 議長       | <p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>   |
| 議長       | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 議長  | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 16 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>  |
| 議長  | <p>次に、議案第 16 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。1 番について事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>議案第 16 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。番号 1、大字柳瀬字浜ノ上、地目は畑が 1 筆、面積は 2,636 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。</p>                            |
| 議長  | <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>   |
| 議長  | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>   |
| 議長  | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 2 番から 4 番について事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>番号 2、大字柳瀬字城ヶ峯、地目は畑が 2 筆、合計面積は 7,155 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 3、大字柳瀬字城ヶ峯、地目は畑が 2 筆、合計面積は 4,759 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用</p> |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号4、大字柳瀬字城ヶ峯、地目は畑が2筆、合計面積は4,778㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p> |
| 議長  | <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>  |
| 議長  | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>  |
| 議長  | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に5番について事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>番号5、大字川辺字中高原、七折、下永坂、中永坂、地目は畑が6筆、合計面積は5,505㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>  |
| 議長  | <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>  |
| 議長  | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>  |
| 議長  | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に6番については、7番委員に関する案件なので、</p>   |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(7 番委員・退席)</p>  |
| 議長  | <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>番号 6、大字柳瀬字村ノ上、地目は田が 1 筆、合計面積は 1,092 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法使用貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年です。以上です。</p>                         |
| 議長  | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>   |
| 議長  | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>  |
| 議長  | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで 7 番委員の入室を許可します。</p> <p>(7 番委員入室・着席)</p>  |
| 議長  | <p>次に 7 番について、事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>番号 7、大字川辺字蜻木、小森、地目は田が 10 筆、合計面積は 9,497 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 20,000 円です。以上です。</p> |
| 議長  | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>   |



|     |   |
|-----|---|
| 議長  | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長  | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>              |
| 議長  | <p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>           |
| 事務局 | <p>次回の総会の開催日について<br/>6月13日(月)、午前9時から</p> <p>4 閉会</p>      |
| 議長  | <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>              |

閉会：午前 9時34分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和4年5月10日

相良村農業委員会

署名委員 2番 ㊟

署名委員 3番 ㊟